

保国発 1215 第 1 号
平成 27 年 12 月 15 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方単独事業
による医療費助成の取扱いについて

国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が被保険者の一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（以下「地方単独事業による医療費助成」という。）の対象となった療養の給付等に係る療養給付費等負担金及び調整交付金（以下「療養給付費等負担金等」という。）については、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）別表第二及び国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）別表第一に定める調整率（以下「調整率」という。）を適用して算定することとしているが、その事務の実施に当たっては、下記の点に留意するよう貴管内保険者に対して周知などを図り、遺憾なきを期されたい。

記

1. 地方単独事業による医療費助成の対象となった療養の給付等に係る療養給付費等負担金等について

平成 26 年度補正予算において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型及び地域消費喚起・生活支援型）（以下「交付金」という。）が交付されることとなったが、当該交付金を用いて医療費助成を実施している場合、その対象となる被保険者に係る療養給付費等負担金等の算定につい

ては、以下の(1)から(4)までに掲げる場合に応じ、それぞれ以下のとおり行うこと。

(1) 年齢要件を緩和する場合

交付金を用いて医療費助成の年齢要件を緩和した場合、当該緩和した部分の年齢に該当する被保険者に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこと。

ただし、①従来から地方単独事業による医療費助成の対象となっていた被保険者に係る療養給付費等負担金等と、②交付金を活用して緩和した部分の年齢に該当する被保険者に係る療養給付費等負担金等とを区別できない場合は、①及び②の全体に対して調整率を適用して算定する必要があること。

※ 例えば、従来から小学生までを対象に地方単独事業による医療費助成を行っていたところ、交付金を活用して中学生までその対象を拡大した場合、新たに対象となる中学生に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこととなる。一方で、従来から対象となっている小学生以下の被保険者に係る療養給付費等負担金等については、引き続き、調整率を適用して算定する必要がある。

(2) 所得要件を緩和する場合

交付金を用いて医療費助成の所得要件を緩和した場合、当該緩和により新たに医療費助成の対象となった所得区分の被保険者に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこと。

ただし、①従来から地方単独事業による医療費助成の対象となっていた被保険者に係る療養給付費等負担金等と、②交付金を活用して所得要件を緩和したことにより新たに医療費助成の対象となった所得区分の被保険者に係る療養給付費等負担金等とを区別できない場合は、①及び②の全体に対して調整率を適用して算定する必要があること。

※ 例えば、従来から所得 800 万円未満の世帯の子どもに限定して地方単独事業による医療費助成を行っていたところ、交付金を活用して当該所得制限を撤廃した場合、新たに対象となる所得 800 万円以上の世帯の子どもに係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこととなる。一方で、従来から対象となっている所得 800 万円未満の世帯の子どもに係る療養給付費等負担金等については、引き続き、調整率を適用して算定する必要がある。

(3) 既に助成対象となっている被保険者への助成内容を拡充する場合

従来から実施している地方単独事業による医療費助成について、交付金を活用して既に助成対象となっている被保険者への助成内容を拡充した場合、一般的には、①従来から地方単独事業による医療費助成の対象となっていた部分に係る療養給付費等負担金等と、②交付金を活用して拡充した部分に係る療養給付費等負担金等を明確に仕分けすることが難しいと考えられるため、当該医療費助成の対象となる部分に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定する必要があること。

なお、①及び②を区別することが可能な場合には、②に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこと。

※ 例えば、従来から地方単独事業による医療費助成により一部負担金を1回の診療につき500円の定額制としていたところ、交付金を活用して一部負担金の全部を都道府県又は市町村が支払うこととした場合、交付金を活用して拡充した部分に係る療養給付費等負担金等のみを切り分けることが困難であるため、当該拡充した部分も含めた療養給付費等負担金等については、引き続き調整率を適用して算定する必要がある。

(4) 新たに医療費助成を行う場合

交付金を用いて新たに医療費助成を実施する場合、当該医療費助成の対象となる被保険者に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこと。

※ 例えば、従来から小学生までを対象に地方単独事業による医療費助成を行っていたところ、交付金を活用して新たに障害者を対象とした医療費助成を行う場合には、当該医療費助成の対象となる障害者に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しないこととなる。

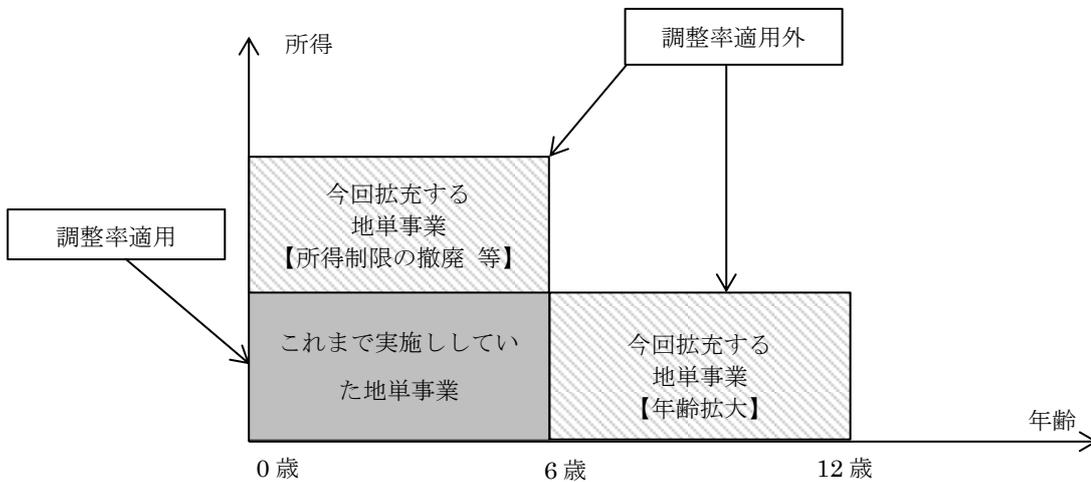
2. その他

上記1で示した取扱いは、交付金を用いて実施する場合に限られること。また、当該取扱いに係る療養給付費等負担金等の申請の方法については、別途通知すること。

なお、不明な点がある場合は、厚生労働省保険局国民健康保険課まで照会されたいこと。

(参考1) 減額調整の対象となる療養給付費等負担金等のイメージ

例： 従来から6歳までを対象に所得制限を課して地方単独事業による医療費助成を行っていたところ、交付金を活用して12歳までその対象を拡大し所得制限を撤廃した場合



(参考2) 参照条文

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）

第四十三条 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

2～4 （略）

第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項及び第一百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

一・二 （略）

2 第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜら

れないものとして、政令の定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

第七十二条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 (略)

第七十二条の二 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。

2・3 (略)

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）

第二条 法第七十条第一項の規定により毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額とする。

一・二 (略)

2 法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

療養の給付に要した費用の額	療養の給付に要した費用の額のうち一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置（以下この号において「負担軽減措置」という。）の対象となる被保険者に係る費用の額としての厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額に負担軽減措置が講ぜられないものとして厚生労働省令で定める率を乗じて得た額及び療養の給付に要した費用の額から当該厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額を控除して得
---------------	---

	た額の合算額（以下この号において「調整療養給付費額」という。）
(略)	(略)

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）

第四条 算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額の項の規定により療養の給付に要した費用の額のうち同項に規定する負担軽減措置（以下単に「負担軽減措置」という。）の対象となる被保険者に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 (略)

二 国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超える場合にこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額

○国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）

第四条 (略)

2 法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村（以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。）に係る前項に規定する療養の給付に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 (略)

二 国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該

年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。)における当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

三 (略)

3～8 (略)